

福島県立医科大学附属病院長候補者選考会議に関する細則

(平成31年1月1日細則第21号)

一部改正 令和3年4月1日細則第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、福島県立医科大学附属病院長選考規程（以下「選考規程」という。）第4条第2項の規定に基づき、福島県立医科大学附属病院長候補者選考会議（以下「選考会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 選考会議は、選考規程第5条に規定する候補者の選考に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 選考会議は、次に掲げる委員をもって組織し、役員会の議を経て決定するものとする。

- (1) 附属病院長の職にある者1名
- (2) 事務局長の職にある者1名
- (3) 医学部長の職にある者1名
- (4) 看護学部長の職にある者1名
- (5) 保健科学部長の職にある者1名
- (6) 理事長が推薦する本法人以外の者2名

2 前項第6号に規定する者は、医療法施行規則第7条の3第2項の規定に基づく者とする。

3 理事長は、委員名簿、委員の選定理由及び委員の経歴を公表するものとする。

4 選考の過程において、選考会議の委員が、候補者または候補者の推薦人になったときは、当該委員を辞するものとする。

5 委員が前項その他事故により欠員となった場合は、速やかに委員を補充しなければならない。なお、第3条第1項の第1号から第5号の委員が欠員となった場合は、理事長が、当該職にある者を補佐する者等から候補者を指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、選考会議が設置され、理事長が病院長を任命するまでとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 選考会議に委員長を置き、第3条第1項第2号の者をもって充てる。

2 委員長は、選考会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 選考会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。ただし、議決には加わることができない。

(その他)

第8条 この細則に定めるもののほか、選考会議の運営に関して必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。